

岩手県告示第111号の2

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定により、令和7年2月26日の大船渡市における大規模火災により災害が発生した同市の区域内において救助を行う。

令和7年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也